

○宮崎大学入学委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年2月22日 平成19年5月24日
平成22年9月22日

(設置)

第1条 宮崎大学に、宮崎大学入学委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、学生の入学に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学資格審査に関する事項
- (2) 入学者選抜方法のあり方及び改善に関する事項
- (3) 入学者選抜要項に関する事項
- (4) 入学試験問題出題者及び採点者等の選考に関する事項
- (5) 学生募集要項及び入学試験問題の作成等に関する事項
- (6) 入学試験の実施に関する事項
- (7) 第7条に定める専門委員会委員の選考に関する事項
- (8) 入試情報の開示に関する事項
- (9) その他入学試験に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（入試担当）
- (2) 各学部長
- (3) 各副学部長（教務担当）（医学部にあつては、医学部副学部長（入試担当）とする。）
- (4) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、各学部1名の委員を含む委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部入試課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。